

わーるど こらぼ ふえすた  
**ワールド・コラボ・フェスタ2025**  
 ぶっぴんはんばいがいどらいん がいようばん  
**物品販売ガイドライン(概要版)**



ワールド・コラボ・フェスタでは、すべての物品販売については、保健所およびオアシス21 への申請が  
 あらかじめ必要です。安全で安心して楽しんでいただけるフェスタにするため、**ルールを必ずお守り**  
**くださいますよう、お願いいたします。**また、ルールを守っていただけない場合、当日であっても**出展を**  
**中止していただくことがあります。**

● **物品販売の流れ**

がつけじゆん 7月下旬～	しんせいしよていしゆつ さん かけっていだんたい がっばんないよう じつこういんかい <b>申請書提出</b> (参加決定団体の物販内容について、実行委員会から おあしす ほけんじよ そうだん もんだい <b>オアシス21と保健所に相談をします。問題があるものについて</b> は、個別に実行委員会から各団体に連絡のうえ、調整します。)
がつ にち にち <b>10月25日・26日</b>	わーるど こらぼ ふえすた かいさい どうじつ ほけんじよ かくにん はい ばあい <b>ワールド・コラボ・フェスタ開催</b> ※当日に、保健所の確認が入る場合があります。

● **物品販売の基本ルール**

- 1) オアシス21 のテナントで販売しているものと競合しないもので、**ふだん日本では手に入りにくい珍しいものや、特徴的なもの**について、オアシス21 から許可があった場合のみ、販売ができます。食品の場合は、オアシス21、および保健所から許可の出たものに限り販売できます。
- 2) 食品か、食品でないかに関わらず、すべての品目についてあらかじめ申請が必要です。「物品販売申請書」に、詳しく書いてください。(申請しなかった物品を当日販売することは認められません。)
- 3) 食品販売については、以下の注意点を守ってください。

● **食品等販売の注意点**

- 1) **販売できるもの**  
 商品に日本語の表示がある包装食品に限り、販売できます。食品の保管は、表示で指定された保存方法に従って販売し、表示ラベル等の内容については、食品衛生法に基づいたものにしてください。  
 ※輸入食品については、輸入者名(法人・個人を問わない)を明記してください。輸入食品を販売する場合、輸入者は輸入届出を行う必要があります。詳しくは、厚生労働省ホームページ「食品衛生法に基づく輸入手続き」をご確認ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>)

- 2) **販売できないものなど**
  - (ア) 試食・試飲はできません。
  - (イ) その場での調理はできません。
  - (ウ) ジュース等、ふたを開けてコップに注いで販売・提供することはできません。
  - (エ) アルコール類の販売・提供はできません。
  - (オ) 手作りのお菓子や、手作りパンの販売・提供はできません。
  - (カ) お弁当やサンドイッチ、加熱されない食品(寿司、生野菜、刺身等)及び、ご飯類の販売・提供はできません。
  - (キ) 鮮魚、生肉、牛乳等の乳製品については、販売・提供はできません。
  - (ク) 可燃性油類(オリーブオイル、アロマオイル等)の販売はできません。